

仕様書

1 委託施設

小祿学校給食センター（那覇市田原3-3-4）	29.2㎡
真和志学校給食センター（那覇市字真地373）	29.2㎡

2 履行期間

小祿学校給食センターについては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
真和志学校給食センターについては、解体・改築工事が予定されているため、令和8年4月1日から令和8年7月31日までとする。

3 対象業務

那覇市学校給食センターのボイラー運転管理業務のほか業務の詳細については、別紙の那覇市学校給食センターボイラー運転管理委託要領による。

4 勤務日数等

(1) 午前8:15～午後5:00

※月曜日と連休翌日は、食器消毒のため午前7:15から運転管理を行い、午後5:00までを勤務時間とする。（真和志）

※その他年に数回、午前7:15から運転管理を行う場合がある。その場合も、午後5:00までを勤務時間とする。

※3日以上の子休の場合、食器消毒のため3日につき1回の運転管理を行う。（小祿）

(2) 運転管理日数の上限を年間230日とする。

5 運転報告

日報により毎回結果を報告する。

6 ボイラー管理者

1級ボイラー資格保持者を各施設に常時1名以上配置する。

7 その他

(1) 委託業務に係る整備費、光熱水費、工器具備品、消耗品等は甲の負担とする。

(2) この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。